

## 用務による海外渡航許可申請について（変更）

令和4年10月26日

教授・総括医長各位

\* 病院に勤務する職員（臨床系教員など）は病院の通知を参照願います

お世話になっております。医歯学系総務課庶務係 平賀です。

用務による海外渡航許可申請書について、添付ファイルのとおり更新しました。

### 《主な変更箇所》

- ・ 従前から海外旅行保険の加入を必須としていたが、以下の条件を追記した。
  - 1) 疾病治療費用として、2,000万円以上の補償が受けられること
  - 2) 新型コロナウイルスによる入院等に対応していること

### ----- 渡航許可申請書の提出先 -----

#### 1. 病院で勤務しない職員（基礎系教員、事務職員など）

- ・ 添付の申請書により、医歯学系総務課庶務係に申請願います。
- ・ 帰国後は必要に応じて、3日間の自宅待機（自宅待機をする場合は、在宅勤務か特別休暇）をしてください。
- ・ 照会先：医歯学系総務課庶務係 025-227-2003

#### 2. 病院で勤務する職員（臨床系教員など）

- ・ 病院の申請書様式にて、病院総務課職員係に申請願います。  
（医学科の様式とは異なりますので、ご注意ください）
- ・ 医歯学系総務課庶務係への申請は不要です。
- ・ 帰国後の出勤については、病院のルールに従ってください。
- ・ 照会先：病院総務課職員係 025-227-2484

-----参考：医学科の新型コロナ情報について-----

以下の医学科 HP で最新情報・様式を確認できます（学外アクセス可）

<https://www.med.niigata-u.ac.jp/contents/campus/corona/index.html>